

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2023年7月3日
【会社名】	ゼット株式会社
【英訳名】	ZETT CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡辺 裕之
【本店の所在の場所】	大阪市天王寺区烏ヶ辻一丁目2番16号
【電話番号】	(06)6779局1171(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 林 賢志
【最寄りの連絡場所】	大阪市天王寺区烏ヶ辻一丁目2番16号
【電話番号】	(06)6779局1171(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 林 賢志
【縦覧に供する場所】	ゼット株式会社東京支店 (東京都台東区浅草橋三丁目30番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2023年6月29日開催の当社第74回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2023年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金8円(うち普通配当2円、特別配当6円)

総額 156,598,872円

効力発生日 2023年6月30日

第2号議案 取締役(監査等委員である者を除く。)8名選任の件

取締役(監査等委員である者を除く。)として、渡辺裕之、和田耕一、高橋智一、林賢志、宇都宮仁、渡辺征志、植田和昌及び山中博を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、岸田浩、衣目修三及び桑山斉を選任する。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、市川義礼及び小林喜雄を選任する。

第5号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役(監査等委員である者を除く。)7名及び監査等委員である取締役3名に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与を総額33.05百万円(取締役(監査等委員である者を除く。)分31.05百万円、監査等委員である取締役分2百万円)を支給する。なお、各取締役(監査等委員である者を除く。)及び監査等委員である取締役に支給する金額は、取締役(監査等委員である者を除く。)については取締役会に、監査等委員である取締役にについては監査等委員である取締役の協議に一任する。

第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応方針(買収防衛策)更新の件

当社株式の大量取得行為に関する対応方針(買収防衛策)を更新する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	153,883	341	-	(注)1	可決(99.78)
第2号議案				(注)2	
渡辺 裕之	151,990	2,234	-		可決(98.55)
和田 耕一	153,744	480	-		可決(99.69)
高橋 智一	153,751	473	-		可決(99.69)
林 賢志	153,750	474	-		可決(99.69)
宇都宮 仁	153,752	472	-		可決(99.69)
渡辺 征志	153,755	469	-		可決(99.70)
植田 和昌	153,750	474	-		可決(99.69)
山中 博	153,752	472	-		可決(99.69)
第3号議案				(注)2	
岸田 浩	153,813	421	-		可決(99.73)
衣目 修三	153,808	426	-		可決(99.72)
桑山 斉	152,052	2,182	-		可決(98.59)
第4号議案				(注)2	
市川 義礼	153,775	449	-		可決(99.71)
小林 喜雄	153,766	458	-		可決(99.70)
第5号議案	153,678	546	-	(注)1	可決(99.65)
第6号議案	147,432	6,792	-	(注)1	可決(95.60)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権を合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上